

三股町告示第 77 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定される指定納付受託者について、三股町財務規則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 8 号）第 48 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

三股町長 木 佐 貫 辰 生



- 1 指定を受けた者の名称及び所在地
 - (1) 株式会社トラストバンク
東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号
- 2 指定した歳入
クレジットカード、マルチペイメント決済並びにモバイルペイメント電子決済による公金支払の方法により納付される三股町ふるさと未来寄附金（三股町ふるさと納税）
- 3 指定した期間
令和 8 年 7 月 21 日から令和 9 年 3 月 31 日まで